

特別委員会報告

● 議員政治倫理調査特別委員会

5月15日付けで議長に対して、議員4名から勝山市議会議員政治倫理条例第5条（※1）の規定に基づく調査請求がありました。これを受け、5月26日開催の勝山市議会臨時会において、政治倫理違反行為の存否に関する調査または審査を行うことを目的とした議員政治倫理調査特別委員会の設置について採決し、賛成多数で可決されました。

1. 調査請求の対象となった議員

李江嵐議員

2. 違反する疑いの内容

勝山市議会議員政治倫理条例第3条第1号違反

「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」

- (1) 令和7年5月10日(土)の夜中の23時40分以降に、李江嵐議員が車道に出て、車を停め、勝手に車のドアを開け、助手席に乗り込み、目的地に乗せて行くように言ったことに関する疑義
- (2) A氏を突き飛ばし、暴言を発したことに関する疑義

3. 李江嵐議員の政治倫理違反行為の存否についての当委員会の判断

委員会には8名の委員が選任され、5月26日から6月23日の間、計5回にわたり委員会を開催し、関係者への聞き取りや李江嵐議員から提出された資料（備忘録等）、本人の弁明等について調査、審査を行いました。その結果、疑義は事実であると認定し、勝山市議会議員政治倫理条例第3条第1号の規定に違反する倫理違反行為があったと判断しました。

● 懲罰特別委員会

6月12日付けで議長に対して、議員2名から勝山市議会会議規則第160条第1項（※2）の規定に基づく李江嵐議員に対する懲罰動議が提出されました。提案理由は「議員政治倫理調査特別委員会において、李江嵐議員が虚偽及び歪曲した文書提出をした。これは地方自治法の紀律、第129条第1項（※3）の議会の秩序を乱すこと、勝山市議会会議規則第151条（※4）の議会の品位の尊重に反することにあたり、市民の議会に対する信用と議会の権威を失墜させる。」というものです。

これを受け、6月16日開催の本会議において、懲罰特別委員会が設置されました。

委員会には7名の委員が選任され、6月16日から6月23日の間、計4回にわたり委員会を開催し、議員政治倫理調査特別委員会に李江嵐議員が提出した備忘録の内容について審査を行いました。その際、議員政治倫理調査特別委員会の質疑についても参考にしましたが、議員政治倫理調査特別委員会は議会外であった事件についての審査であり、懲罰特別委員会では備忘録そのものに含まれる問題点に絞って慎重に審査しました。李江嵐議員の弁明に対する考察や議員政治倫理調査特別委員会の記録、備忘録等を精査した委員からの主な意見は以下のとおりでした。

- ・備忘録には関係者の個人的な事象や私生活にわたる記載が複数あり、地方自治法第132条（※5）に反し議会の品位を乱した。
- ・備忘録の文中、内容が矛盾している記載、故意的に記載内容を隠すやついている事実があり、虚偽及び歪曲し、会議規則第151条に反し議会の品位を貶めた。

これらの意見に基づき、採決の結果、全会一致で李江嵐議員に除名の懲罰を科すことを決定しました。

議員政治倫理調査特別委員会及び懲罰特別委員会の判断根拠と理由について
は、別途報告書を取りまとめています。報告書は勝山市ホームページ内の市議
会だよりのページでご確認いただけます。（「かつやま議会だよりNo.96」）



勝山市議会だより